

青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の額を引き上げたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産にかかる出産育児一時金の支給から適用し、同日前の出産にかかる出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。